

指定（介護予防）短期入所生活介護

きらら浜松ショートステイ

利用料金表

利用料金は、以下の（１）利用料金の大部分（通常９割・８割又は７割）が介護保険から給付の対象となるサービスと（２）利用料金の全額が利用者の負担になるサービスの合計になります。

（１）利用料金の大部分（通常９割・８割又は７割）が介護保険から給付の対象となるサービス
（契約書第４条参照）
1 単位あたり10.17円（地域区分：7級地）

1日当たりの単位数		要支援1 543	要支援2 660	要介護1 723	要介護2 790	要介護3 863	要介護4 930	要介護5 997
3. サービス利用に係る自己負担額	1割	553円	672円	736円	804円	878円	946円	1,014円
	2割	1,106円	1,344円	1,472円	1,608円	1,756円	1,892円	2,028円
	3割	1,659円	2,016円	2,208円	2,412円	2,634円	2,838円	3,042円

※ 以下の加算については、一定の要件を満たした場合に加算されます。

●送迎加算（片道184単位）

利用者の自宅から当該事業所まで、当該職員が送迎した場合に加算します。

●サービス提供体制強化加算Ⅰイ（18単位/日）

常勤換算で介護福祉士の有資格者が全介護職員の60%以上配置している場合に加算します。

●看護体制加算Ⅰ（4単位/日）

常勤の看護師を配置している場合に加算します。

●看護体制加算Ⅱ（8単位/日）

看護職員を加算算定の基準数以上配置しており、事業所の看護職員等との24時間の連携体制を確保している場合に加算します。

●夜勤職員配置加算Ⅱ（18単位/日）

ユニット型短期入所生活介護費を算定し、厚生労働大臣が定める夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準に規定する夜勤を行う介護・看護職員数に1を加えた数以上の数の職員を配置している場合に加算します。

●機能訓練体制加算（12単位/日）

専ら機能訓練の職務に従事する常勤の理学療法士等の配置がある場合に加算します。

●長期利用者提供減算（▲30単位/日）

連続して30日を超えて同一の短期入所生活介護事業所に入所（居宅に戻ることなく、自費利用を挟み同一事業所を連続30日を超えて入所）している場合であって、指定短期入所生活介護を受けている利用者について減算します。

●介護職員処遇改善加算Ⅰ（所定単位数の5.9%）

介護職員の賃金の改善を実施している場合に加算します。

☆ 利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、利用者が保険給付の申請を行う為に必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆ 利用者に提供される個室、食事に係る滞在費（室料及び光熱水費相当）及び食費（食材料及び調理にかかる費用相当）は別途いただきます。但し、特定入所者介護サービス費の対象者は、一部、介護保険より補足給付があります。（下記（2）①②参照）

☆ 介護保険からの給付額及び特定入所者介護サービス費の補足給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(2) 利用料金の全額が利用者の負担になるサービス（契約書第5条参照）

①滞在費（ユニット型個室 1,970円/日）

利用者の滞在に要する費用です。（室料及び光熱水費相当）

②食費（1,600円/日 内訳：朝450円、昼600円、夕550円）

利用者に提供する食材料及び調理にかかる費用相当です。

※ 但し、入退所日及び外出等により1日3食を摂られない場合は、1食毎に設定した料金の合計額をお支払いいただきます。

①滞在費及び②食費について、特定入所者介護サービス費の対象者（利用者負担第1段階から第3段階の方）は、利用者負担段階に応じて負担限度額をお支払いいただきます。基準費用額との差額は、介護保険より補足給付されます。第4段階の方は、基準費用額相当の全額をお支払いいただきます。介護保険からの補足給付はありません。

利用者負担段階	滞在費（日額）*ユニット型個室		食費（日額）	
	基準費用額	負担限度額	基準費用額	負担限度額
第1段階	1,970円	820円	1,380円	300円
第2段階		820円		390円
第3段階		1,310円		650円
第4段階			1,600円	

③レクリエーション、クラブ活動（実費）

利用者の希望により、レクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

④日常生活上必要となる諸費用実費（実費）

日常生活品の購入代金等の利用者の日常生活に要する費用で、利用者にご負担いただくことが適当であるものにかかる費用をご負担いただきます。

※おむつ代は介護保険給付対象となっていますので、ご負担の必要はありません。